

## 公益社団法人日本磁気学会 MS J 論文奨励賞規程

### (適用範囲)

第1条 本規程は、公益社団法人日本磁気学会が発行する学会誌「Journal of Magnetism Society of Japan (会誌)」および「日本磁気学会論文特集号(論文特集号)」において、磁気の学理および応用に関する優れた研究論文を執筆した学生を奨励するために授賞する、「MS J 論文奨励賞」に関して定める。

### (受賞対象)

第2条 本賞の対象は、会誌もしくは論文特集号に掲載された論文の筆頭著者である学生(投稿時)とし、別途定める実施細則に基づいて審査および表彰を行う。

- 2 本会学生会員もしくは正会員であること。
- 3 本賞の既受賞者であっても、その複数回受賞を妨げない。
- 4 表彰規定で定める論文賞、学術奨励賞(内山賞)、学生講演賞(桜井講演賞)との重複受賞を認める。

### (表彰方法)

第3条 本賞は賞状とし、受賞者へ直接郵送することにより表彰に替える。

- 2 本賞は奨励賞であることを考慮して、賞状に加えて副賞をつけることができる。

### (選考基準)

第4条 本賞の選考は、会誌もしくは論文特集号に掲載された筆頭著者が学生である論文について、その着眼点や独創性、論理展開・将来展望を主たる判断基準として審査を行う。

- 2 選考方法の詳細は、別途定める実施細則による。

### (受賞者の公表)

第5条 受賞者の公表は、その受賞論文が掲載された会誌もしくは論文特集号のほか、次月発行の「まぐね(会報)」において行う。学会ホームページなどにおいても遅滞なく行うこととする。

- 2 公表の詳細は、別途定める実施細則による。
- 3 公表の末尾には、本「MS J 論文奨励賞」は賛助会員会費からの支出で運営提供している旨、毎回付け加えるものとする。

### (指導教官に対する特典)

第6条 年度を通して多数の本賞受賞者を輩出した大学等研究室に対して、次年度の会報において研究室紹介記事を無料で掲載できる機会が与えられる。

(取り消し)

第7条 理事会は、受賞対象の研究に不正が認められたときは、遡って受賞を取り消すことができる。

(規程の変更)

第8条 本規程の改定は、編集委員会が行い、理事会で承認を得る。

附 則

平成29年 11月17日 理事会承認、制定、施行